

鳥取県地域課題解決型起業支援補助金の事務手続きについて

1. 交付申請提出

○交付申請は、下記提出先は郵送又は持参してください。

提出書類

- 規則様式第1号(規則第5条関係)
- 様式第1号(第6条、第7条、9条関係)
- 様式第2号(第6条、第7条、9条関係)

2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則30日以内)

- ※1 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。
- ※2 【交付決定後、事業の内容を変更・中止・廃止する場合】
変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。変更・中止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

3. 実績報告書提出

▶ **提出期限: 補助対象期間終了から20日以内または3月1日のいずれか早い日までに提出してください。**

○実績報告書及びその他必要書類を下記提出先に郵送又は持参してください。

提出書類

- 規則様式第3号(規則第17条関係)
- 様式第5号(第10条関係)
- 様式第6号(第10条関係)

4. 実施状況等報告書提出

▶ **提出期限: 補助事業が完了した年度の翌年度以降5年間、毎会計年度の事業状況について年1回報告する必要があります。**

○上述した期限までに実施状況等報告書を下記提出先に郵送または持参してください。

提出書類

- 様式第8号(第11条関係)

資料提出・問い合わせ先 商工労働部・産業未来創造課
鳥取県鳥取市東町一丁目220番地
電話: 0857 - 26 - 7246 メール: sangyoumirai@pref.tottori.jp